

# 自転車を安全に使いましょう

新学期は、初めて自転車通学、通勤をする人が増えるため、自転車事故が多発する傾向があります。  
自転車安全利用五則を確認し、安全な自転車の利用に努めましょう。



## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

## 自転車保険への加入は義務です

「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により、福岡県内で自転車を利用する場合、自転車事故によるケガなどの損害を賠償する自転車保険等に加入しなければなりません。万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入しましょう。

### ●加入義務対象者

- ◇自転車利用者（子どもが利用する場合はその保護者）
- ◇事業者（自転車を事業で利用する場合）
- ◇自転車貸付業者

| 自転車保険の種類   |           | 保険の概要                     |
|------------|-----------|---------------------------|
| 個人賠償責任保険   | 自転車保険     | 自転車事故に備えた保険               |
|            | 自動車保険の特約  | 自動車保険の特約で付帯した保険           |
|            | 火災保険の特約   | 火災保険の特約で付帯した保険            |
|            | 傷害保険の特約   | 傷害保険の特約で付帯した保険            |
| 共済         |           | 全労済、その他共済など               |
| 団体保険       | 会社などの団体保険 | 団体の構成員向けの保険               |
|            | P T Aの保険  | P T Aや学校が窓口の保険            |
| T Sマーク付帯保険 |           | 自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険 |

### ●問い合わせ先

◇生活安全課

☎(580)1897